

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和3年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	3四議第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )	四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )		
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	<b>教育民生常任委員会</b>			会議年月日	令和3年9月22日(水)		
				会議時間	10時00分 ~ 12時05分		
出席委員	委 員 長	上 岡 正					
	副 委 員 長	川 淵 誠 司					
	委 員	白 木 一 嘉					
	委 員	平 野 正					
	委 員	谷 田 道 子		欠席委員			
	委 員	上 岡 真 一					
その他	委員外議員	広 瀬 正 明		委員外議員	西 尾 祐 佐		
	委員外議員	松 浦 伸		委員外議員	寺 尾 真 吾		
	委員外議員	大 西 友 亮		委員外議員	宮 崎 努		
	委員外議員	垣 内 孝 文					
執行部出席者	福祉事務所長	二 宮 英 雄		市民病院事務局長	原 憲 一		
	福祉事務所 社会福祉係長	平 地 義 伸		市民病院事務局次長	竹 本 志 郎		
	学校教育課長	山 崎 寿 幸		市民病院事務局 総務係長	岡 本 安 代		
	学校教育課長補佐	中 脇 弘 樹		総務課長	岡 本 寿 明		
	学校教育課総務係長	梶 谷 卓 志		総務課長補佐	戸 田 裕 介		
	西土佐教育事務所教育 振興係長	林 健 治					
事務局	事務局長	西 澤 和 史					
	総務係長	武 内 直 樹					
記 録							
令和3年9月定例会で付託された議案4件、請願1件と、令和3年6月定例会より継続審査となっている調査事項1件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

—小休—

—正会—

●最初に、第 24 号議案「四万十市災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、福祉事務所から説明を受け審査を行った。

**【説明：二宮福祉事務所長】**

第 3 条中「住民基本台帳に記載されている者、または外国人登録原票に登録されている者」を、「住民基本台帳に記載されている者」に改める。第 6 条中「災害の被害認定基準の統一について（昭和 43 年結審 115 号）」に規定する「被害認定統一基準」を「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府攻防第 518 号）」に規定する認定基準」に改めるという 2 点で、基本的には引用条文の改正等に伴う規定の整備で、実際の内容変更は伴っていない。

第 3 条は、外国人登録原票が平成 24 年に住民基本台帳に統一されたことによる規定の整備で、第 6 条については、災害見舞等の認定の基準としては、住家の全壊、全焼の場合、住家の半焼、半壊の場合、それぞれに基準を定めて運用を行っているが、この基準自体は、昭和 43 年と平成 13 年の基準と内容的には変わっていない。

**【質疑：平野委員】**

規定が変更になった時には整合が取れるよう速やかに変えてもらいたい。

**【答弁：二宮福祉事務所長】**

おっしゃるとおりで、かなり昔の時点にまでさかのぼっての改正となり、今後このようなことがないように努める。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

—小休—

—正会—

●次に、第 25 号議案「四万十市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例」について、学校教育課から説明を受け審査を行った。

**【説明：山崎学校教育課長】**

現在の奨学資金貸付金制度は、旧西土佐地域に限定されている制度で、全市を対象とした制度に改めるため資格要件の見直しなど所要の改正を行うもの。

改正骨子は、現在、西土佐地域に在住をする高校生、大学生等を対象とした制度となっているので、これを四万十市全域に拡充をする。拡充にあたり基金の積み増し等も必要となってくることから精査するなかで、大学生については、日本学生支援機構で同種の奨学金制度があるため、今回は本市の制度対象から除外し、日本学生支援機構の制度を活用するよう周知を行いたいと考えている。よって、対象を高等専門学校を除く高校生のみで改めて、令和 4 年 4 月から西土佐地域だけでなく全市に広げて運用を行いたい。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日。なお、令和 4 年度の大学生に係る日本学生支援機構の奨学金の募集については令和 3 年 7 月に既に終了していることから、令和 4 年度に限り大学生もこれまでの制度を利用できるという経過措置を設ける。

**【質疑：白木委員】**

高専は、大学と同じような奨学金制度があるのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

高専は、日本学生支援機構で大学生と同じ要件で受けることができる。

**【質疑：谷田委員】**

奨学金制度が全市に広がっていくことはいいことだと思うが、従来、西土佐地域には大学生は4万円という制度があつて、それを全市に広がることによりその部分は無くなるという理解でよいのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

西土佐地域の方についても日本学生支援機構の大学生の分の奨学金制度を受けることが当然可能なので、そちらの方に制度的には乗換えていただくという周知を、高校生の段階でさせていただきたいと考えている。

**【質疑：谷田委員】**

西土佐地域の方が不利になるということはないか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

西土佐地域の方が条件的に不利になるということはないと基本的に考えている。西土佐地域の方だけ今まで大学生もこの制度を活用することができていたが、今回は四万十市で敢えてそこは行わず、全市的に広げるのを高校生に限定して、大学生については、一律に日本学生支援機構に乗り換えていただくということでの制度改正を行いたい。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

—小休—

—正会—

●次に、第26号議案「四万十市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、市民病院事務局から説明を受け審査を行った。

**【説明：原市民病院事務局長】**

現在休止となっている中医学研究所を用途廃止するため、当該条例から削除するなど規定を整理する。あわせて、四万十市一般職員の給与に関する条例についても関連する事項を削除する。

平成14年7月に東洋医学の里構想の中で中医学研究所が開設され、中医クリニック、鍼灸院の診察、施術が開始された。開設当初から慢性的な赤字経営が続き、医師の退職も重なったことから平成18年12月から施設を休止し現在に至っている。そのような中、学校法人京都市育英館から、京都看護大学四万十キャンパスを下田地区に設置したいという要望が市にあった。市民病院も市も当該施設の具体的な利活用方策がなく、法人との具体的検討に入った。令和3年3月に市と法人が締結した、(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置運営に関する基本協定に基づき、市が法人に当該施設を無償貸与するためには、当該施設の用途廃止を行う必要があるため、今回の条例改正案の上程になったもの。

内容としては、下田地区に位置する中医学研究所、中医クリニック、中医鍼灸院を第2条第2項の表中から削除し、東町にある四万十市立中医学研究所附属鍼灸院について、中医学研究所を用途廃止することから、四万十市立中医鍼灸院と名称を変更するもの。また、第9条第1項中の使用料及び手数料について規定している部分の、中医クリニック及び中医学研究所、四万十市立中医学研究所附属鍼灸院の文言を削る。また附則により、四万十市一般職員の給与に関する条例第9条、管理職手当の範囲を定めた別表第3から中医学研究所及び、市民病院職員の特種勤務手当の定めをした別表第5から、同じく中医学研究所の所長の字句を削除する。

**【質疑：川渕副委員長】**

中医学研究所の用途廃止の目的は、基本的に大学誘致ということで、京都看護大学の新しい学部が来るということを前提にしていると思うが、もしそれが来ないということになった場合でもこの改正をした方がよいか。

**【答弁：原市民病院事務局長】**

看護大学新学部が来ないとなった場合でも改正をした方がいいのかどうかについて、病院としての意見を言うのは少し難しい。病院としては相当の長期間にわたって利活用していないので、この用途廃止をした後、管理については市の企画広報課の方に所管替えを行う予定で、新学部が来なかった場合に市としてどうするのかという判断はそこで検討をする。病院としては今の段階で用途廃止に関して特にこれと考え直すとかという余地はない。

**【質疑：川渕副委員長】**

下田地域の住民があつた場所を非常に使いたいといろいろ要請したけれども、それは用途外使用になるので使えないということで拒否をされてきた経過がある。今回用途廃止をして、仮に大学が来なければ地域住民が利用できるということになるのでその点は良いことだと思うが。

**【答弁：原市民病院事務局長】**

それについても企画広報課の方に所管替えを行うので、そういう事態になればその段階でまた新たな利活用方法について市が判断するということになる。

**【質疑：上岡委員長】**

莫大な経費をつぎ込んで開設をして数年で休止してしまった。1人の医師が退職したことがこのような事態になった原因の1つにある。病院経営の中で、誰かがいなくなったら出来なくなるという手法はとるべきではないと思うがいかがか。

**【答弁：原市民病院事務局長】**

当時は東洋医学の里という、市全体としての構想の中で設置された施設だと認識している。病院サイドとしてはこれがどうしても必要だという判断ではなかったものだと思う。委員長がおっしゃるとおり、1人の医師が退職すれば施設が維持出来なくなるということは問題である。ただその当時は、市としての判断で鍼灸院でいくということで、病院事業の中の附帯事業として病院が行うということになったわけだが、当然多額の費用がかかっているし、企業債償還金もかなり病院の負担になっていた。現在、大学で活用するという構想が出ているので、施設が有効活用できるならば良いことだと思う。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

—小休—

—正会—

●次に、第31号議案「訴えの提起について」、学校教育課から説明を受け審査を行った。

**【説明：山崎学校教育課長】**

この未登記となっている土地は、下田中学校の用地として取得するにあたり、当該土地を所有する登記名義人である相続人の1人の同意を踏まえ、財団法人中村市土地開発公社が昭和43年に下田開発協議会から購入し、続いて、中村市が土地開発公社から昭和44年に購入したものである。確認できる資料では、中村市土地開発公社により昭和55年頃から、この未登記地の解消について取り組んでおり、平成18年度の国土調査の成果により下田中学校敷地内に今回の土地を含む4筆の未登記地の位置や地籍、面積が確認をされた。4筆中3筆については、現在までに登記が完了をしているけれども、残る1筆については現在も未登記のままという状況。

この未登記地の解消に向けては、土地開発公社及び教育委員会で平成 20 年度以降に取り組みを行っている。当時の相続人全員に中村市土地開発公社から売買を原因とした登記を早期に求める文書を送付した上で説明を行い、大部分の方からは承諾を得る事ができたけれども、一部の方については承諾を得られなかった。そのため、土地開発公社だけでなく、教育委員会も直接相続人の方を訪問することを繰り返し、説明を繰り返してきたけれども、結果的に、この時には理解をいただけなかった。

これらを踏まえ、平成 22 年当時に同意を得ている相続人について、持ち分の移転登記をして対象者を減らした上で、今回同様、訴訟による解決を計画していたが、改めて訴訟について協議調整する中、通常、戸籍が火事で消失したり、滅失したりして一部揃わない場合については、他に相続人はないという旨の、相続人全員の書類を整えて、相続関係を確定させ登記を行うことになる。しかし、当時、法務局等と協議をするなかで、一部から承諾を得ていない、つまり、他に相続人はいない旨の相続人全員の書類が整わない状況では、例え勝訴をしたとしても判決内容によっては相続登記及び所有権移転登記ができない可能性がでてきたことから、平成 22 年当時には断念をした経過がある。その後、再度、相続人の中で、承諾をいただけていない方を訪問するなどして理解を求めてきたが、承諾を得るには至らなかった。

そのような中、平成 28 年に国の法務省の方から他に相続人はないという旨の相続人全員の書類は不要ということとなり、戸籍の一部を交付することが出来ないという旨の市町村長の証明書のみで相続登記が可能との通知があり、現在に至っている。

教育委員会としても、未登記地の解消を図らなければならない中、大学誘致の事業推進も図られている状況も鑑みて、早期の解決が必要と考えている。よって、これらの経過や状況を踏まえ、これまでと同様に承諾をいただけていない方と交渉を継続しても未登記地の解消につなげることがなかなか望めないことから、承諾をいただいている方々はもとより、承諾をいただけていない方々に対しても、誠に申し訳ないが、改めて丁寧に事情を説明し理解をいただいたうえで、訴訟する方法を取らせていただきたいと考えている。

なお、相続人の方々に事情を説明させていただく際には、承諾をいただけていない方に対しても改めて承諾をいただけないかという話をしたいと考えている。

**【質疑：上岡真一委員】。**

その理解を得られない事柄というのはどういうものか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

具体のところについては承知していない。ただ、当初の昭和 42 年、43 年当時のいきさつに対して不服、承認することがなかなか難しいと聞いている。

市がこういう形で未登記の解決に努めたいということの趣旨については、理解をいただいていると考えているが、それを同意していただくまでには至っていないと認識している。

**【上岡真一委員】**

一応理解はしてはもらっているが判子は押してくれないということで、こういう訴えの提起に至ったということで理解した。

**【意見：白木委員】**

最初の下田開発協議会、ここに法人格がないという形はよくある。法人格でなければ連名でやるとか。時間が経てば分割可能な共有という形を取っていると思う。今回も分割可能な共有として見れば、時間が経つに従って相続人はどんどん増えていく。

50 年以上前の売買というのはこのように後で問題が起こることになるので、これは良くなかったと思う。しかし、50 年近く所有者として現状で使用しているということについては、時効制度がある。市民の財産をこのまま放置しておくことは出来ない。時効については、やはり裁判上で確定することが一番好ましいと思う。

**【質疑：谷田委員】**

議会の一般質問の中でも、市長自身が出向いて話をしたいという答弁だったので、今議会に訴えとして提起をしなくても、状況を見ながら次の議会でもいいのではないかと思うが。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

これまでの経過を見てきた時に、そういう形でもなかなか同意という点においては御理解をいただけていないこともあり今現在、解決する方法はこれしかないと考えている。42人の相続人の中には当然、承諾をいただいている方もおられるので、その方々も含めて、丁寧に説明を行っても同意をいただけないということになれば訴えを起こさなければならないと考えると、今議会でぜひお願いしたいと考えている。

**【質疑：川淵副委員長】。**

谷田委員の言うとおりに、今議会の一般質問の中で元市民を訴えるのはいかがなものかという質問に、市長は、自ら出向いて丁寧に話をし承諾していただくと答弁をされた。それを見ずしてこの議会で早く決めてしまうというのはそれこそいかがなものか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

確かにそういう考えもあるかとは思いますが、これまでの経過も踏まえ今回の議会でお願いしたい。

**【意見：上岡委員長】**

白木委員も言われたように時効取得の手法はある。ただ、この手法は市民を訴えることになり、そのうえ同意をいただいている方にまでも訴えが及ぶ。

また、当時の売買の権利者は1人ではなかったのに、1人の方にお金を払っていることから、市の手続上問題がある売買契約をしていることを踏まえると、時効取得で裁判に訴えるというのは賛同出来ない。

※他に質疑なく終了

—小休—

—正会—

**挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、請願受理番号第1号「下田中学校の存続を求める請願」について審査を行った。請願書の紹介議員である松浦議員、垣内議員、大西議員のうち、垣内議員が内容説明を行った。

**【説明：垣内議員】**

下田中学校再編については、保護者はもとより地元住民を含め数年来、議論を続けてきた。しかし、統合の賛否については、保護者が同意を取りまとめることが困難となり、これを受けての今年6月30日の市長判断は、「令和4年度に下田地区を中村中学校区に変更し、スクールバスを出す」、「残留希望の中学1年生、2年生を現行の小学校校舎に降ろし、その卒業後に統合する」二つの選択肢が示された。8月10日に、中学校等存続を求める半数を超える14家庭の保護者は、保護者として同意できる同意案を教育長に提出した。中学校存続を希望する者、また中村中学校区への変更希望の両者の切実な願いを酌み取り、現時点で統合期日にニーズを持たせているこの請願書を紹介議員として紹介させていただいた。

—小休—

—正会—

●要請書に対する対応について学校教育課から経過等報告があった。

**【報告：中脇学校教育課長補佐】**

保護者からの要請書が8月10日付けで教育長宛てに提出された。提出者は、下田小・中学校保護者A氏で、1名の名前だが他の保護者21名の署名として提出されている。要請内容は請願内容と同

等である。

教育委員会では、保護者への回答期限である8月16日に執行機関としての判断を回答している。その回答内容としては、

『3月29日の保護者意見交換会において、保護者において学校再編について意見を取りまとめることが出来ず、唯一、学校再編に合意出来る者出来ない者の双方が見出した妥結点が、「総合的な判断を市長に委ねる」という点であった。

委ねるとは、単に意見を聞くという意味にとどまらず、本来の「判断を任せる」という意味として、同日参会の保護者に正しく理解されたうえで用いられ、この結果同日の会の保護者同意が得られたものであり、この決定によって、保護者では担えないとされた学校再編に対する責任が、あらためて行政機関に課せられたものと解している。

これらのことから、市長案については、決して、再編の強要には当たらず、平成29年度の学校再編に関する説明会から続く、合意形成の過程を踏まえたうえで結果として出された学校再編に係る保護者合意に代わるものとして捉えており、教育委員会としてもこの市長案をもって、下田中学校の再編の実施方針とする。

下田中学校の再編については、現在までに説明会やアンケート等で保護者や地域の方々の意見を伺うなど、学校再編計画において触れている合意形成過程を既に終え、再編を実施するにあたり必要な具体的調整を進める段階にある。

既に保護者の方々には、市長案を保護者合意に基づく決定事項として伝えている現段階において、一部の保護者の意見をもとに、市長案の本質部分を大きく変える修正することはできず、要請に応じることはできない。』

既に保護者が組織として3月29日に市長に判断を委ね、この後に出された市長案は保護者合意にかわるものと考えており、これをもって既に再編の方針を決定した後、内容いかにかわらず、一部の保護者の意見をもって決定事項の本質を大きく変える修正することはできないというのが、本回答の趣旨である。

#### 【意見：白木委員】

重要なところは、保護者から学校再編の判断を委ねられ、6月30日に下田地域の保護者を対象に説明会を開催し、市長判断が2案示され、7月21日の意見交換会で決定事項として伝えている。

今回の請願2点目の、「現時点で統合期日は決定しないこと」に対しては、現在の課題や将来推計から子ども達の教育環境を考えた時に、再編は必要であるし、かつ、ゆっくり時間をかける暇はないと思う。統合期日を決定しなければ、今のままの教育環境で中学生を送らせるにはあまりにもデメリットが大きいと判断する。そうしたことから、請願2点目については、今までの流れ、望ましい子ども達における環境ということから賛同できない立場である。

#### 【意見：谷田委員】

賛成反対どちらの意見もあったままで市長に委ねたわけで、請願に出てきているこの三つの要望事項は、統合に賛成する人もこの案なら賛同できるということで署名を寄せてくれて、解決の方向を導き出す一つの提案だと思う。保護者の中でも溝があるなか、賛成反対の立場を乗り越えての案ならば、みんなが賛成できるというところを大事にしていくべきでないか。

#### 【意見：川淵副委員長】

私も谷田委員の意見に賛成。課長補佐は「一部の保護者」と何回も言ったが、一部の保護者であっても、本来耳を傾けるべき内容であるし、過半数を上回っているので一部ではない。この状況で強行採決突破が出来るのか。行政手続上、問題があると思う。

－小休－

－正会－

#### 【意見：川淵副委員長】

過半数は無視出来ないし、行政がこのまま強行すれば大きな禍根が残ると思うので、請願に対し

て賛成の立場を表明する。

将来生徒数が少なくなるという話があったが、下田小学校区の年代別人口によると、12歳が16人、11歳が7人、10歳が11人、9歳が3人、8歳が13人、7歳が5人、6歳が8人、5歳が10人、4歳が7人、3歳が6人、2歳が1人、1歳が6人、0歳が3人ということで、確かに少ない年齢のところもあるが、この地域は移住者が1番多く、市は今、文教都市を作ろうとしているので人口はますます増えていくと思われる。人口を呼び込むためにも学校を存続させるということが下田地区あるいは四万十市の将来にとってもプラスになると判断する。

※他に意見等なく終了

－小休－

－正会－

### ●拳手採決の結果、賛成少数で当請願は不採択と決した。

－小休－

－正会－

●次に継続調査の「調査依頼について（公私連携幼保連携型認定こども園）」について調査を行った。6月7日、6月27日の教育民生常任委員会での子育て支援課長答弁が、地方公務員法に抵触する行為ではないかとの市民からの調査依頼に対して、職員の服務や法令に関する所管の総務課に見解を委員会より求めていた。

#### 【報告：岡本総務課長】

まず、6月7日の教育民生常任委員会に対するもののうち1点目は、工事に伴う事前調査について、子育て支援課長が、一法人の法的根拠がない理由に基づき事前調査を行わないとして議会答弁をすることは、地方公務員法第30条（服務の根本基準）で定められている法令遵守及び全体の奉仕者として勤務することに反した行為になるのではないかと、という調査依頼についての見解は、公私連携幼保連携型認定こども園は、社会福祉法人が事業主体で整備したものであり、整備中における周辺との調整は法人が行うことが妥当と考える。今回、指摘があった事項については、子育て支援課長が事業主体である社会福祉法人に聞き取りをした内容から答弁したもので、また、6月25日の教育民生常任委員会の中で、周辺住民から提出された工事に起因する要望については、市として法人と市民との話し合いの場を計画すると答弁をしていることから本件は、地方公務員法第30条に違反する事項ではないと考える。

次に2点目の、5月14日付け要望書の「住民が園または工事関係者に直接被害対応を求めたとき、市は住民に対してどのように支援するか。」の問いに、市長は「どちらも支援することはない。」と回答し立場は公平であるとしたことに対し、子育て支援課長が、一法人の法的根拠がない理由をもとに事前調査を行わないとして議会答弁をしたことは市長の回答に反しており、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）の規定に違反をしているのではないかとということについても、先述と同じく、法人が事業主体となり整備したもので、整備中における周辺との調整は法人が行うことが妥当と考えられ、教育民生常任委員会での質問に対し、子育て支援課長が法人に聞き取りした内容から答弁したものである。その後の6月25日の委員会において、周辺住民から提出されている工事に起因する要望については、法人と市民との話し合いの場を継続すると答弁をしており、地方公務員法第32条に違反するものではないと考える。

次に、平成3年6月25日の教育民生常任委員会に対するもので、1点目は、プロポーザルの募集要項では図面の提出を求め、プレゼンテーション審査は申請書類に基づいた内容と明記しており、プロポーザル提案図面について内容は求めていないと断言できるのか、また、プロポーザルでは図



面が提示されており、設計者の資質や設計思想が審査されていることは明白であり、審査事実を歪曲した情報を伝えることは委員会審議を惑わすもので、地方公務員法第30条に違反する行為に当たるのではないかと、という調査依頼の見解について、募集要項では、募集の趣旨に「新たに施設を整備し、継続的に運営を担う意欲と責任のある事業者からの整備・運営に関する事業提案を募集するもの」としている。募集要項で図面は申請書類である施設整備計画書の添付として求められている。

この時点での図面は予算等について対応したものではなく、整備計画や設計思想の確認をしたものと考えられ、施設整備に係る図面との整合性は求めているものであることから、地方公務員法第30条に違反する事項ではないと考える。

次に、子育て支援課長の発言は、地方公務員法第30条に反する行為ではないかということで、3点挙げられている。

- ①「プロポーザルは事業者を選定するもので、提案内容で評価しているわけではない。」
- ②「プロポーザルに添付された図面はA設計業者が作成したものと聞いているが、それとプロポーザルの結果とは全く関係がない。」
- ③「コンペ方式と違い、それが途中で内容変更されることは構わない。」

との発言は、プロポーザル設計と実施設計の根本的な違いに対する疑義に対し、論点のはぐらかしであり、委員会審議を惑わすものである、との内容。

これらの発言は、子育て支援課長がプロポーザル方式とコンペ方式の違いを説明しているもので、コンペ方式は建物などの設計について提案そのものを評価する方法。一方、プロポーザル方式は、建物などの設計者を選定する際に、提案者を総合的に評価して決める方法。

調査結果としては先述のとおり、応募は募集要項に基づき行われたもので、図面は申請書類である施設整備計画書の添付として求められている。この時点において、図面は予算等に対応したものではなく、あくまでも整備計画や設計思想を確認したものと考えられるので、施設整備に係る図面との整合性は求めている。よって、本件は、服務に違反する事項、地方公務員法第30条には違反していないものとする。

次に、財政課長補佐が小休中に、プロポーザルは設計者を決定し詳しい図面は提出させない等の発言は、プロポーザルの一般論を持ち出して論点のすり替えを行ったもので、地方公務員法第30条に反する行為ではないかということについての調査結果は、課長補佐の発言はプロポーザルにおける図面の扱いについて一般論で解説したものである。教育民生常任委員会で、議論をされている「審査図面」は設計図面ではなく、募集要項の項目で作成した施設整備計画添付の図面である。その後プロポーザルで選定された事業者と設計業者が打合せを行い、設計図面を詰めていき、最終的に施設整備に係る図面が完成するものであり、プロポーザルの審査図面で設計を行うものではない。よって本件は、地方公務員法第30条に違反する事項ではないと考える。

逐条地方公務員法の解説によると、地方公務員法第30条は、職務の根本基準として地方公務員制度の根幹をなす原則的な規定であるが、この規定自体は精神的ないし倫理的規定であり、懲戒処分を下すということはないと解されている。

#### 【質疑：川渕副委員長】

調査結果のなかで、公私連携幼保連携型認定こども園は、社会福祉法人が事業主体となり整備したもので、整備中における周辺との調整は法人が行うことが妥当と考えるとあるが、公私連携をうたい、市の土地で行われている工事に対しては市が当然関わっていくべきではないかと思うが、これが妥当だということについての根拠を示してほしい。

また、「整備計画や設計思想を確認したものと考えられ、施設整備に係る図面との整合性は求めてない」ということについて、分かりやすく説明してほしい。

#### 【答弁：岡本総務課長】

公私連携幼保連携認定こども園の制度上のメリットは、市と法人との協定に基づいた運営がなされ、市町村が指導監督でき、保育・教育の質が担保できるということが一般的なものである。市と社会福祉法人とは令和2年3月19日に「四万十市公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営

に関する協定書」を締結している。その第5条の教育及び保育等に関する基本的事項の中で、市が策定した第2期保育計画を理解し市関連施策に協力をする、国の示す幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画及び指導計画を作成し実施する等、運営に関することを協定の中で記載している。建築に関することは市が主体となっていくものではないと考える。

建築物の設計において、事業者から提案があったものを評価して決める方法がコンペ方式で、建築物の設計者を選定する際に、事業の実施方針や実施体制等を含め提案者を総合的に評価して決める方法がプロポーザル方式。今回の認定こども園はプロポーザル方式を採用しており、この場合、全体の予算というところまでは設定をしておらず、あくまでも施設整備計画書の添付書面として設計思想を確認したというもの。

－小休－

－正会－

**【意見：白木委員】**

総務課の調査結果は妥当だと思う。

**【質疑：川淵副委員長】**

法に反しているかどうかなかなか判断ができないので、総務課の資料を信用するしかないと思うが、弁護士等とも相談をされて作ったものか。

**【答弁：岡本総務課長】**

顧問弁護士とは相談していない。

**【意見：谷田委員】**

法に違反しているかどうかについては分からないが、ただ、教育民生常任委員会の時に、執行部がプロポーザルについて一般論を言ったということだが、あの場合は一般論ではなくて、社会福祉法人のことにについて議論をしていて、それが勘違いで一般論として言って誤解を招いたということであればそれは内容を精査する必要があると思う。例えば、事前調査が必要かどうかということについて、実際は事前調査が必要であったのか、なかったのかということや、それからプロポーザルについても、一般論で答弁したのがよかったかどうかということも精査する必要があると思う。

**【質疑：川淵副委員長】**

顧問弁護士にきちんとした判断を仰ぐということにはならないか。

**【答弁：岡本総務課長】**

本委員会ですらそういった決定が成されれば相談をすることに全く問題はない。

－小休－

－正会－

**【提案：上岡委員長】**

この調査依頼2件については提出された市民の方に議長名で回答することになっている。協議をいただいた内容を基に取りまとめをして正副委員長に一任していただけないか。

**【質疑：白木委員】**

どういう形の一任か。

**【答弁：上岡委員長】**

地方公務員法に違反しているという意見は誰からも出ていない。総務課が調査してくれた中で意見が出たので、その意見を尊重した上で正副委員長に一任できないかと諮っている。

－小休－

－正会－

**調査依頼に対する回答の取りまとめは正副委員長に一任することに決した。**

●次に、管内視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

**管内視察の日時、日程について、正副委員長に一任することに決した。**

－小休－

議長から下田区長からの文書を各議員に配布することを連絡。

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。